

### 保健所

#### 都民医療学習セミナー

日時 3月8日(火)午後2時～4時30分  
 会場 南多摩保健所1階講堂  
 内容 「医師とのコミュニケーションのとり方を考えてみませんか」・自分の健康を守り上手に医療をうけるために  
 講師 医療ライター・今井聡美氏  
 定員 80人(申し込み順)  
 主催 南多摩保健所、八王子保健所、町田保健所  
 申し込み 2月28日までに電話で南多摩保健所企画調整課(☎042・371・7661)へ。  
 町田保健所 ☎722・0621

#### 健康づくり

お店のメニューをお客さんの健康づくりの立場で考えてみませんか。  
 対象 飲食店や給食施設の調理師、調理従事者等  
 日時 2月15日(火)、21日(月)午後2時～4時  
 会場 町田調理師専門学校、町田保健所  
 内容 調理実演、試食、講演「食べる人の健康に配慮した料理の提供について」(町田調理師専門学校・平塚啓氏)ほか  
 費用 500円(資料代)  
 申し込み 2月7日までに電話

#### 調理師研修会

活動日時 公民館・ひかり学級  
 第1・3日曜日、土曜学級  
 第2・4土曜日、いずれも午前9時30分～午後5時  
 毎週木曜日午後7時からスタッフ会議あり。  
 活動場所 まちだ中央公民館、ひかり学級  
 申し込み 電話でまちだ中央公民館(☎728・0071)へ。

#### 市立小学校新1年生の生活指導補助者

市教育委員会では、小学校入学直後の新1年生が、新しい生活環境に適切に慣れ親しむことができるよう児童を見守り、手助けしていただくために、「生活指導補助者」を募集します。  
 なお、届出に必要な書類は、事前にお問い合わせ下さい。  
 日時 2月13日(日)午前9時～午後4時  
 会場 国保年金課(市役所4階)  
 国保年金課 ☎724・2125

#### 国民健康保険

#### 日曜支払い相談窓口を開設します

国民健康保険税のお支払いや「相談、国保加入・脱退の届出をお受けする日曜支払い相談窓口を

### お知らせ

#### 募集

#### まちだ中央公民館

#### 障がい者青年学級 スタッフ

障がいをもつ青年とともに活動に参加していただける担当スタッフを募集します。  
 対象 障がいをもつ方の学習活動・レクリエーション活動に理解のある方  
 活動日時 公民館・ひかり学級  
 第1・3日曜日、土曜学級  
 第2・4土曜日、いずれも午前9時30分～午後5時  
 毎週木曜日午後7時からスタッフ会議あり。  
 活動場所 まちだ中央公民館、ひかり学級  
 申し込み 電話でまちだ中央公民館(☎728・0071)へ。

#### 都営住宅入居者

【ポイント方式】ひとり親・高齢者・心身障がい者・多子・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者  
 資格 都内に引き続き3年以上居住している(車いす使用者世帯向は、都内に居住していれば可)成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、同居親族(内縁及び婚約者を含む)があり、所得が定められた基準以内の住宅に困っている方  
 【抽せん方式】単身者向・単身者用車いす使用者向、シルバーピア(高齢者集合住宅)、事業再建者向定期使用住宅  
 資格 都内に引き続き3年以上居住している、原則として現在同居している親族がいらない(シルバーピアの2人世帯及び事業再建者向定期使用住宅の世帯向は除く)所得が定められた基準以内の住宅に困っている方でそれぞれの資格要件に該当する方  
 単身者向 50歳以上、あるいは身体障害者手帳の交付を受けている1級、4級の方または生活保護受給者等であること。

#### 給食調理員

【一般嘱託 短時間嘱託】  
 資格 60歳までの方(集団給食

#### 出店(展)者

今年、「まちださくらまつり」は4月2日、3日に開催します。尾根線とその周辺が会場です。  
 【PRコーナー】  
 対象 さくらまつりでPRしたいことがある団体(市内の団体を優先とします)  
 出店枠 5団体程度(抽選)  
 内容 展示、サンプリング、オリジナルイベント企画など(販売は一切認めません)  
 【模擬店】  
 対象 市内在住、在勤、在学の方を中心とするグループ・団体  
 出店枠 会場隣接の地元団体10団体、さくらまつり協力団体4団体、その他の団体26団体程度(抽選)  
 出店料 PRコーナー 1ブース1万円、模擬店 1ブース2万円  
 申し込み 往復八ガキの往信面

#### 奨学生

資格 次の全てに該当する方  
 2004年4月1日から引き続き市内に住所を有する保護者の子  
 東京都内または神奈川県内に所在する高等学校または高等専門学校に進学を希望する方  
 成績優秀な方  
 経済的理由により、修学が困難な方  
 同種の奨学金を他から支給または貸与されていない方  
 募集人数 新高校1年生50人  
 (2005年4月現在の学年)  
 支給額 月額8700円  
 支給期間 2005年4月から正規の修業期間内  
 申込期間 2月10日～3月10日  
 申し込み 申請書(南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター、市内公立中学校及び学務課にあり)に必要事項を記入し、添付書類とともに公立中学校在学中の方

#### 臨時職員登録者

資格 保育士資格をお持ちの方  
 勤務日 月、金曜日と指定された土曜日  
 勤務時間 午前8時30分～午後

またはFAXで町田保健所(☎722・0621、FAX722・3249)へ。

者(賃金・交通費支給)を募集しています。  
 資格 資格・経験・年齢は問いませんが(面接による選考を行います)  
 勤務期間 4月5日(火)～6月3日(金)の40日間  
 【募集説明会】  
 日時 2月3日(木)午前10時から(1回目)、午後1時30分から(2回目)  
 会場 森野分庁舎4階会議室  
 参加できない方には、募集要領等を郵送しますので、ご連絡下さい。  
 募集要領は町田市ホームページにも掲載しています。  
 指導課 ☎724・2154

単身者用車いす使用者向「車いすの使用を必要としており、身体障害者手帳の交付を受けている2級以上の方であること」  
 シルバーピア単身者向 65歳以上であること。  
 シルバーピア2人世帯向 申込者が65歳以上で同居親族(65歳以上、配偶者はおおむね60歳以上)がいること。  
 事業再建者向定期使用住宅 事業の破綻に伴い、自己の所有する住宅を失った方で、民事再生法による再生計画の認可決定を受けており、都内で事業を行っている中小企業の経営者であること。  
 募集戸数などは、募集の案内をご覧ください。

作業経験者、調理師免許有資格者等を優先)  
 契約期間 4月～2006年3月  
 勤務時間 午前8時15分～午後5時 午前8時15分～午後0時15分  
 勤務場所 市立小学校  
 募集人員 若干名  
 選考 書類審査・面接  
 採用方法 最終合格者は採用候補者名簿に登録されます。名簿の有効期限は原則として2005年5月31日までです。採用候補者は欠員状況等により順次採用されます。  
 申し込み 希望職種・を明記し、履歴書及び応募動機(便せんに200字程度)を2月10日まで(必着)に直接または郵送で教育総務課(〒194・0022、森野1・33・10、☎724・2172)へ。  
 電気工事は行いませんのでご注意ください。

2005年度町田市高等学校  
 資格 次の全てに該当する方  
 2004年4月1日から引き続き市内に住所を有する保護者の子  
 東京都内または神奈川県内に所在する高等学校または高等専門学校に進学を希望する方  
 成績優秀な方  
 経済的理由により、修学が困難な方  
 同種の奨学金を他から支給または貸与されていない方  
 募集人数 新高校1年生50人  
 (2005年4月現在の学年)  
 支給額 月額8700円  
 支給期間 2005年4月から正規の修業期間内  
 申込期間 2月10日～3月10日  
 申し込み 申請書(南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター、市内公立中学校及び学務課にあり)に必要事項を記入し、添付書類とともに公立中学校在学中の方

市では、「はらさない・ださない」を合言葉に違反広告物追放に向けた取り組みを進めており、そのひとつとして市民の自主的な活動により違反広告物を追放する違反広告物除却員制度があります。  
 この制度に関する市民の関心が高いことや半年の活動を検証した結果、さらに活動を拡大していくこととしました。  
 【市民活動による違反広告物の除却】  
 以前から特に違反広告物が多かったのは各駅周辺や大きな道路沿いです。  
 その多くの地域で、昨年の制度発足時に市民の自主的な除却活動が始まりました。  
 その後のおよそ半年間に市民の除却活動により約3000枚の違反広告物が撤去されました。実際に活動している方々から「活動を始めてから違反広告物が減ってきた」「市民が活動することで違反広告物を出しにくくなったのでは」という声や、来年度以降も引き続き活動したいという希望が寄せられています。  
 また、制度への市民の関心が高く、制度に関する問い合わせや新たに活動を希望する声も寄せられています。

市では新たに、お住まいの地域において自主的に違反広告物の撤去をしていただける除却活動団体を募集します。  
 応募用紙や詳細な資料は、道路管理課(中町第二庁舎)で2月1日(火)から配布します。この制度や募集の詳細については道路管理課(☎724・1151)へお問い合わせ下さい。  
 対象 市内在住、在勤、在学の18歳以上の方3人以上で構成される団体(団体のメンバーの方には違反広告物除却員として活動していただきます)  
 募集期間 2月1日(火)～28日(月)  
 活動内容 道路上のはり紙、はり札、立看板の除却  
 講習会 活動に必要な制度等に関する講習会を受講していただきます(4月上旬～中旬開催予定)  
 ボランティア保険の加入と簡易工具の貸与等を予定しています。  
 除却員活動は無報酬です。  
 問道路管理課 ☎724・1151

5時(ローテーション勤務のため変更あり)  
 勤務園 各市立保育園(わかば・森野三丁目保育園を除く)  
 採用 4月以降予定  
 申し込み 履歴書に写真を張り、資格証明書の写しを添付して、2月15日までに直接子育て支援課(市役所2階、☎724・2138)へ。なお、期間以外でも随時登録受付をしています。

### 違反広告物のないまちを目指して

「はらさない・ださない・はらせない」

市では、「はらさない・ださない」を合言葉に違反広告物追放に向けた取り組みを進めており、そのひとつとして市民の自主的な活動により違反広告物を追放する違反広告物除却員制度があります。

この制度に関する市民の関心が高いことや半年の活動を検証した結果、さらに活動を拡大していくこととしました。

以前から特に違反広告物が多かったのは各駅周辺や大きな道路沿いです。

その多くの地域で、昨年の制度発足時に市民の自主的な除却活動が始まりました。

その後のおよそ半年間に市民の除却活動により約3000枚の違反広告物が撤去されました。

実際に活動している方々から「活動を始めてから違反広告物が減ってきた」「市民が活動することで違反広告物を出しにくくなったのでは」という声や、来年度以降も引き続き活動したいという希望が寄せられています。

また、制度への市民の関心が高く、制度に関する問い合わせや新たに活動を希望する声も寄せられています。

市では新たに、お住まいの地域において自主的に違反広告物の撤去をしていただける除却活動団体を募集します。

応募用紙や詳細な資料は、道路管理課(中町第二庁舎)で2月1日(火)から配布します。この制度や募集の詳細については道路管理課(☎724・1151)へお問い合わせ下さい。

対象 市内在住、在勤、在学の18歳以上の方3人以上で構成される団体(団体のメンバーの方には違反広告物除却員として活動していただきます)

募集期間 2月1日(火)～28日(月)

活動内容 道路上のはり紙、はり札、立看板の除却

講習会 活動に必要な制度等に関する講習会を受講していただきます(4月上旬～中旬開催予定)

ボランティア保険の加入と簡易工具の貸与等を予定しています。

除却員活動は無報酬です。

問道路管理課 ☎724・1151

5時(ローテーション勤務のため変更あり)

勤務園 各市立保育園(わかば・森野三丁目保育園を除く)

採用 4月以降予定

申し込み 履歴書に写真を張り、資格証明書の写しを添付して、2月15日までに直接子育て支援課(市役所2階、☎724・2138)へ。なお、期間以外でも随時登録受付をしています。

た土曜日

勤務時間 午前8時30分～午後

資格 保育士資格をお持ちの方

勤務日 月、金曜日と指定された土曜日

勤務時間 午前8時30分～午後

申し込み 履歴書に写真を張り、資格証明書の写しを添付して、2月15日までに直接子育て支援課(市役所2階、☎724・2138)へ。なお、期間以外でも随時登録受付をしています。

た土曜日

勤務時間 午前8時30分～午後

資格 保育士資格をお持ちの方

勤務日 月、金曜日と指定された土曜日

た土曜日

勤務時間 午前8時30分～午後